

はじめて学ぶ障害年金

第1回 在宅障害者、約7割が未受給

障害者の生活と権利を守る
全国連絡協議会事務局長

白沢 仁

●障害者にとっての障害年金とは

障害年金は、障害者の所得保障にとってなくてはならない制度の一つです。

残念ながら、これだけで豊かな自立生活が保障される現状ではなく、障害者の権利及び尊厳の尊重を促進する障害者権利条約にふさわしい制度にするための諸課題が残されているといわなければなりません。

しかし、受給できるか否かは障害者が生活する上で大変重要なことであり、とりわけ働く意欲があっても雇用されない、あるいは雇用されても低賃金を余儀なくされている障害者にとっては、単に金銭的（経済的）自立というだけでなく、家族依存の生活から脱却という精神的自立をめざす上でも欠かせない制度です。

●障害年金、簡単に受けられる制度ではない

障害年金をめぐるのは、「申請したが却下された」「等級変更で減額された」など、さまざまな問題が絶えずまわっており、制度のわかりづらさ、手続きの煩雑さ、あるいは住んでいる自治体によって対応が異なるなど、制度自体の問題とともに、その運用上の問題も繰り返し指摘されてきています。

少なくとも障害者であれば誰でも簡単に受けられる制度ではない、一度「申請却下」されると、この決定を覆すのは大変な作業が必要となる、それだけに制度をきちんと知って手続きすることが必要です。

制度上いくつかの要件を満たさなければ年金受給に至らない場合も多く、制度自体の改善を求める課題もあることを指摘せざるをえません。

●在宅障害者、約7割が未受給!?

在宅で生活する障害者のうち、どの程度が障害年金を受給しているのか。厚生労働省が5年に1度実施している「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23年版 全国在宅障害児・者等実態調査）と「障害年金受給者実態調査」（平成26年版）に基づいて、表の通り整理しました。

在宅障害者手帳所持者（以下、在宅障害者）総数が5,054,000人〔A〕、うち年金受給年齢である20歳以上の在宅者数は4,750,000〔B〕となっています（手帳制度上の問題等で精神障害者数は実態を反映していないことを考慮）。

障害年金受給者総数は1,943,000人〔C〕で、うち



【表】在宅障害者（手帳所持者）における障害年金受給者状況

（単位：人）

	全体数	身体障害者	知的障害者	精神障害者
〔A〕 在宅障害者手帳所持者数	5,054,000 (100.0%)	3,864,000 (80.6%)	622,000 (12.9%)	568,000 (11.8%)
〔B〕うち20歳以上の手帳所持者数	4,750,000 (100.0%)	3,756,000 (79.0%)	443,000 (9.3%)	551,000 (11.6%)
〔C〕 障害年金受給者数	1,943,000 (100.0%)	891,000 (45.8%)	451,000 (23.2%)	601,000 (30.9%)
〔D〕うち障害基礎年金受給者数	1,558,000 (100.0%)	642,000 (41.2%)	451,000 (28.9%)	465,000 (29.8%)

	全体数	在宅者数	施設入所・病院入院者数
〔E〕 障害年金受給者数	1,943,000 (100.0%)	1,551,000 (79.8%)	392,000 (20.2%)

	全体数	在宅者数	施設入所・病院入院者数	民間企業雇用障害者総数
〔F〕 民間企業雇用障害者総数	474,374 (100.0%)	327,600 (69.0%)	104,746 (22.0%)	42,028 (8.8%)

〈白沢作成〉

〔A・B〕平成23年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）

〔C・D〕平成26年障害年金受給者実態調査

〔E〕平成26年障害年金受給者実態調査（第Ⅲ-7表 制度・等級 生活形態別構成割合より算出）

〔F〕平成28年障害者雇用状況の集計結果

392,000人が老人・障害者入所施設利用者と、在宅受給者は1,551,000人〔E〕となっています。

つまり、在宅障害者の32.6%が障害年金を受給しており、67.4%が未受給の現状にあることがわかります（ただし障害年金受給者すべてが手帳所持者とは限らない）。

また、年金受給者のうち、障害基礎年金受給者が1,558,000人〔D〕で受給者全体の8割を占めています。

なぜ、約7割が未受給なのか。なぜ、障害基礎年金の受給なのか。ここに障害者の所得保障の現状の一端をみることができます。

●知って活用するために

障害年金には、どのような種類があって、どのような受給基準（要件）があるのか。どのように申請手続きを

するのか、その際の留意点は何か。今後連載するにあたって、最低限知っておくべき事項を紹介します。

先にふれた通り、在宅障害者の約7割が障害年金未受給になっています。この原因には、障害の程度や保険料の納付期間などが基準に達していなかったことが考えられますが、そもそも制度自体を知らなかった、手続きの仕方がわからなかったなど、制度の周知徹底の問題や「申請主義」ゆえの問題が未受給をつくり出しているともいえます。

このことは、障害者総合支援法における障害福祉サービスを6割以上の障害者が利用していないなど、他制度でも同様の実態をつくり出しています。

まずは知って活用することが重要です。活用できない場合、なぜ活用できないのかを知って制度の改善を求めていくことも必要です。（しらさわ ひとし）